

平成 年度
浴場用循環ろ過装置保守点検契約書

施設名称
施設場所

発注者_____（以下「甲」という）と、請負者 高山エンジニアリングサービス株式会社
代表取締役 高山 武彦（以下「乙」という）は、上記、_____の浴場用循環ろ過装置
の保守点検に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 乙は、甲の管理する施設を、常に良好な運転状態に保つため、甲の指示に従い施設の保守点検業務を、以下のとおり実施するものとする。

第 2 条 保守点検は、次のとおりとする。

1. 保守点検は、対象各機器の日常の管理で実施できない、保守作業、機能確認等の点検作業を行ふものとする。（機器調整、油脂類の交換補給等を含む）
2. 保守点検回数は、年間____回とし、実施日は、事前に協議し、日時を決定する。
3. 保守点検の範囲は、以下の機器を範囲とする。
* 循環ろ過装置を主とする、関係機器
* 保守点検内容は、保守点検報告書に記載されている事項に準じ実施する。

第 3 条 乙は保守点検の結果について、速やかに甲に対し、報告しなければならない。

第 4 条 保守点検時に発生した修理並びに部品交換に関しては、乙は甲と協議し、適切に処理する。但し、これに伴う費用は、甲の負担とする。

第 5 条 突発的に異常が発生した場合は、甲は乙へ連絡し、乙は緊急度に応じて至急対処するものとする。但し、これに伴う費用は、甲の負担とする。

第 6 条 装置の運転に伴い消費する薬品類及びろ過フィルター、機械油等については、甲の負担とする。

第 7 条 水質検査費は、別途とする。

（保守点検委託料）

第 8 条 この契約に基づく、保守点検委託料は、_____円 とする。
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)

（委託料の支払）

第 9 条 乙は、保守点検を完了した時、支払請求書を甲に提出し、甲は、この請求書を受理した日から 30 日以内に乙の指定する銀行へ振込むものとする。

（契約期間）

第 10 条 本契約の期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までとする。

（疑義の解決方法）

第 11 条 本契約に定めなき事項については、その都度甲・乙協議の上これを決定するものとする。

この契約の成立を証するため契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所 長野県安曇野市豊科高家 2287-16

氏 名 高山エンジニアリングサービス株式会社
代表取締役 高山 武彦